

○内閣府令第 号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、貸金業法施行規則及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

貸金業法施行規則及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人信用情報に含まれる事項)</p> <p>第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号</p> <p>八 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>(個人信用情報に含まれる事項)</p> <p>第三十条の十三 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号</p> <p>八 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第二条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>〔一〇二十 略〕</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>〔二十二〇四十 略〕</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三號）第四十六條の十二第二項及び第四十九條の三第三項</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>1 〔同上〕</p> <p>〔一〇二十 同上〕</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>〔二十二〇四十 同上〕</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三號）第四十六條の十二第二項及び第四十九條の三第三項</p>

（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

〔3・4 略〕

（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。